

Ⅳ 受験上の配慮について

身体等の障害(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、病弱等)や病気・負傷により、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、申請内容に基づき審査の上、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。ただし、すべての希望に対応できるとは限りません。

申請期限を過ぎての申請は、受け付けませんのでご注意ください。ただし、申請期限後に不慮の事故や急な発病により受験上の配慮が必要になった場合に限り、速やかに本学入試課(<https://chuo-admissions.zendesk.com/hc/ja/requests/new>)まで問い合わせください。

※大学入学共通テスト単独方式のみに出願する場合も申請してください。

※大学生活を送る上で、配慮を必要とする方は、入学手続き時に別途申請が必要となります。詳しくは、合格者にお知らせする「入学手続要項」にてご確認ください。



【申請事由と受験上の配慮の例】

配慮の種別	主な配慮事項
視覚障害	点字による問題冊子の配付・点字解答時の試験時間延長、別室受験、拡大問題冊子・解答用紙の配付など
聴覚障害	注意事項の文書による伝達、補聴器の持参使用など
肢体不自由	試験時間の延長、別室受験、車椅子・杖の使用、自動車による入退構など
病弱	別室受験、試験教室入口までの付添者の同伴、自動車による入退構など
発達障害	別室受験、試験時間の延長、拡大問題冊子・解答用紙配付、チェック解答など
その他	呼吸器障害等による別室受験、脱毛症や宗教上等の理由による帽子等の着用、糖尿病による試験中のインスリン注射やブドウ糖摂取、頻尿による出入口近くの座席指定

※試験中の所持品の取扱いについて、P.44受験上の注意「(3)試験時間中の注意事項」の「③試験中の所持品の取扱い」についてを確認してください。

【試験会場について】

中央大学 多摩キャンパス

多摩キャンパスにおける別室受験の志願者に対して、2月上旬に「試験室決定通知書」を送付します。

※多摩キャンパスの別室受験は、原則、個室ではありません。

※配慮内容(例：座席移動、持参・使用物に関する配慮等)によっては、多摩キャンパス以外の試験会場でも配慮を認める場合があります。その場合、試験会場は受験票にて確認してください。

【申請から配慮内容決定の流れについて】

重要 申請手続きを行っただけでは、受験上の配慮は認められていません。申請受付後に本学より送付する「受験上の配慮通知書」の記載内容を確認してください。同通知書に記載のない事項については受験上の配慮はできません。審査に時間を要するため、予め期日に余裕をもって早めに申請を行ってください。

1. 申請手続

申請手続期限: 2024年12月11日(水)

本学Webサイト(<https://www.chuo-u.ac.jp/connect/admission/exam/guide/>)において、受験上の配慮申請フォームを開設します。上記の申請期日までに、入力フォームに従って、必要事項を入力してください。

フォーム入力の際に、下記必要書類データをアップロードする必要があります(PDFもしくはJPEGのみ可)。

※申請フォームはGoogleフォームを使用するため、申請の際はGoogleアカウントへのログインが必須となります。あらかじめアカウントを用意してください。

※必要書類をスマートフォン等で撮影し、アップロードする際は、必ず文字が鮮明に見える画像を添付してください。



2. 申請書類

注意 申請書類の提出は一度のみとなります。申請書類に不備がある場合は審査を行えず、不受理または不許可となることがあります。提出にあたっては、必要な書類をよく確認してください。

宗教上の理由による申請の場合、書類の提出は不要です。

①受験上の配慮申請理由に係る医師の診断書

※本学への申請日から3か月以内に発行された診断書に限ります。ただし、当該診断書発行時点から、現在の症状に変化がない場合に限り、大学入試センターへの受験上の配慮申請時に提出した診断書の写しでも可とします。

※点字での受験希望者に限り、校長による点字学習の証明(任意の様式)でも可とします。

②状況報告書(本学所定用紙)【該当者のみ】

※試験時間の延長、別室受験を希望する場合は、それぞれの「状況報告書」(本学所定用紙)を提出してください。ただし、試験時間の延長および別室受験を同時に希望する場合は、「状況報告書」(試験時間の延長)のみ提出してください。

※本学Webサイト(<https://www.chuo-u.ac.jp/connect/admission/exam/guide/>)より、所定用紙をダウンロードして在籍高等学校の教員(担任等、申請者をよく知る人物)が記入してください。

※大学入試センターへの受験上の配慮申請時に提出した「状況報告書」の写しでも可とします。

③障害者手帳(「身体障害者手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」)の氏名、生年月日、障害等級、障害名(障害の程度)等がわかる頁の写し【該当者のみ】

④大学入試センター発行の「受験上の配慮事項審査結果通知書」の写し【該当者のみ】

※大学入試センターの配慮事項が準用されるとは限りません。

3. 決定通知書の受領、入学試験出願手続

提出された申請書内容等に基づき、本学において受験上の配慮内容について審査し、結果(「受験上の配慮通知書」)を郵送します。「受験上の配慮通知書」の送付は11月下旬以降、順次行います。希望する配慮事項により審査に時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

必ず「受験上の配慮通知書」を受領したうえで、出願期間内に出願手続(Web出願登録→入学検定料の支払い→出願書類の送付)を行ってください。

【その他】

申請書類に不備等があった場合、中央大学出願受付センターより、電話もしくはメールにて申請内容の確認の連絡が入る場合があります。申請者と連絡が付かない場合でも、本学は関知しませんので注意してください。

※ドメイン指定受信をしている場合は、「@g.chuo-u.ac.jp」、「@ucaro.net」および「@chuo-admissions.zendesk.com」からメールが受信出来るよう予め設定してください。

個人情報の取扱いについて

フォームへの入力情報および提出書類に記載されている個人情報は、「中央大学個人情報保護規程」、「中央大学個人情報保護方針」に基づき細心の注意を払って取り扱い、入学試験実施、学内における各種統計処理、及び公的機関による調査回答を行うために使用します。外部業者と「個人情報の取扱いに関する契約」を締結したうえで、この個人情報を利用する業務の一部を委託することがあります。また、本学ダイバーシティセンターおよび出願先の学部事務室等の関係部署と情報を共有します。